

路上喫煙防止条例 Q & A

Q 1 なぜ、「相模原市路上喫煙の防止に関する条例」を制定したのですか？

A 1 たばこの火は他の人にやけどや衣服の焼け焦げなどを負わせる恐れがあり、また、手に持ったたばこの火は、子どもや車いすを利用する人の顔とほぼ同じ高さになり、とても危険です。市政に関する世論調査でも、人通りの多い場所での喫煙に危険を感じる人が多いという結果が出たほか、路上喫煙を防止してほしいという意見や要望も多く寄せられています。

これらのことから、市では、市民の皆様方の安全・安心の確保を図り、生活環境の向上に資することを目的として条例を制定しました。

Q 2 たばこの火によるやけどや衣服の焼け焦げ（身体及び財産の被害）は、頻繁に起こっているのですか？

A 2 「平成22年度 市政に関する世論調査」結果では、全回答者1,619人のうち、半数近く（49.4%）の人が「駅前など人通りの多い場所で喫煙されることに危険を感じる」と回答しています。

この結果から、多くの市民が日常的に危険な目に遭われたり、実際に被害を受けられていると考えられます。

Q 3 「相模原市路上喫煙の防止に関する条例」とは、どのようなものですか？

A 3 市内全域で路上喫煙しないよう努めていただくとともに、市内各鉄道駅周辺などの指定する地区（「路上喫煙禁止地区」及び「路上喫煙重点禁止地区」）において路上喫煙を禁止する条例です。

Q 4 どのように路上喫煙を防止するのですか？

A 4 路上喫煙の防止について、広く市民の皆様方に周知・啓発を行い、喫煙者ご本人が自主的に路上喫煙の防止に取り組んでいただくよう御協力をお願いしてまいります。また、路上喫煙を禁止する地区として指定された「路上喫煙禁止地区」及び「路上喫煙重点禁止地区」においては、適宜、路上喫煙防止指導員が巡回し、喫煙者に対し、喫煙をやめるよう指導などを行ってまいります。

Q 5 路上喫煙とは、どのような行為ですか？

A 5 道路、駅前広場などの公共の用に供する場所でたばこを吸う行為や、火の付いたたばこを持つ行為をいいます。立ち止まっているときや、自転車に乗っているときも含みます。

Q 6 路上喫煙の対象に、加熱式たばこや電子たばこは含まれますか？

A 6 加熱式たばこや電子たばこは、火を使わないため、やけどや衣服の焼け焦げ等の被害の危険性がないことから、路上喫煙の対象としていません。(路上喫煙の対象ではありませんが、使用にあたりましては周りの方の迷惑とならないようご配慮をお願いします。)

Q 7 条例の対象として喫煙を防止するのは、道路だけですか？

A 7 道路、駅前広場、公園、バス停留所などの屋外の公共の用に供する場所が対象となります。

Q 8 屋内（室内）は、条例の対象ですか？

A 8 屋内におけるたばこ対策については、国の健康増進法及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき、受動喫煙の防止等の取組が進められているため、本条例では規制していません。

Q 9 コンビニエンスストア等の敷地内での喫煙も条例の対象となりますか？

A 9 この条例は、道路、駅前広場などの屋外の公共の用に供する場所が対象となりますので、原則、民有地については、条例の対象となりません。そのため、コンビニエンスストア等の敷地内に灰皿を設置し、その敷地内で喫煙することは本条例の対象とはなりません。

Q 10 吸い殻のポイ捨ては、条例の対象ですか？

A 10 吸い殻のポイ捨て防止については、別の条例（「相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例」）に基づき、規制を行っていることから、本条例で重ねて規制は行っておりません。

しかしながら、路上に捨てられた吸い殻の多くが、路上喫煙によるものであることから、路上喫煙を規制することにより、ポイ捨て防止の相乗効果が期待できるものと考えています。

Q 11 規制の対象となる人は？

A 11 市内在住の人のみならず、通勤、通学、買い物などのために本市を訪れる人や、移動のために市内を通過する人、観光客など一時的に滞在する人も含まれます。

Q 12 周辺に誰もいないときは、たばこを吸ってもよいのですか？

A 12 状況により周囲に人がいない場合がありますが、いつ、どこから人が来るかはわかりません。人がいる、いないの安全に関する感覚は個人差があるため、市では時間や状況ではなく、「路上喫煙禁止地区」及び「路上喫煙重

点禁止地区」での喫煙を禁止します。また、その他の場所においても、禁煙に努めていただくよう御協力をお願いいたします。

Q 1 3 携帯灰皿を持っていれば喫煙してもいいの？

A 1 3 たばこの火による火傷や焼け焦げなどの危険性は携帯灰皿を使用しても同じです。携帯灰皿を所持していても、人通りのある場所では他の人と接近する可能性はなくなるため、「路上喫煙禁止地区」及び「路上喫煙重点禁止地区」では、路上喫煙を禁止します。

Q 1 4 「路上喫煙禁止地区」及び「路上喫煙重点禁止地区」で、たばこを吸った場合どうなりますか？

A 1 4 「路上喫煙禁止地区」及び「路上喫煙重点禁止地区」では、適宜、路上喫煙防止指導員が巡回します。路上喫煙防止指導員は、路上喫煙を行う者がいた場合、やめるよう指導、命令などを行います。また、「路上喫煙重点禁止地区」では、平成25年4月1日から、路上喫煙の中止命令に従わなかった場合、違反者に過料2,000円を適用します。

Q 1 5 「路上喫煙禁止地区」及び「路上喫煙重点禁止地区」では、一切たばこを吸うことができないのですか？

A 1 5 「路上喫煙禁止地区」及び「路上喫煙重点禁止地区」の範囲内では、禁煙に御協力をお願いいたします。なお、「路上喫煙重点禁止地区」においては、特に人通りが多いこと、条例違反者に過料を適用することなどから、たばこを吸うことができる指定喫煙場所を設置いたしますのでご利用ください。

Q 1 6 市内全域を禁止地区に指定できませんか？

A 1 6 この条例は、路上喫煙を全面的に禁止するものではなく、たばこの火による火傷や焼け焦げなどの被害を防止する目的で制定しています。地区指定にあたっては、「平成22年度 市政に関する世論調査」結果を参考に「鉄道駅周辺」と「学校等の周辺」を基本として、通勤、通学、買い物など人の往来の多い道路等を指定することとしています。

Q 1 7 努力義務という程度では路上喫煙はなくならないと思うのですが。

A 1 7 この条例は路上での喫煙を全面的に禁止するというものではありません。喫煙者ご本人に、本条例の趣旨を御理解いただき、喫煙マナーとして、市内全域の屋外の公共の場所で路上喫煙をしないよう御協力をお願いするものです。

Q 1 8 夜間パトロールを行わないのですか？ 24時間体制で巡回してほしいのですが。

A 1 8 路上喫煙防止指導員の巡回につきましては、現在、2人1班（4班体制、計8名）で、路上喫煙重点禁止地区である橋本駅、相模原駅、相模大野駅を中心に原則平日7：00から19：00の間にローテーションで行っております。

現在の体制の中で、24時間体制で巡回することはたいへん難しく、また、夜間については、飲酒されている方への対応など危険性が高まり、トラブルが生じる可能性があることから他の自治体においても実施している都市はございません。

限られた体制の中で巡回するとともに、違反者に対応して参りますので御理解ください。

Q 1 9 路上喫煙を条例で禁止したり、違反者に過料を支払わせるのはおかしいと思うのですが。

A 1 9 「平成22年度 市政に関する世論調査」結果では、全回答者1,619人のうち、半数以上（52.4%）の人が「路上での喫煙を制限する条例を制定し、罰則を設ける」と回答しています。

この結果から、路上喫煙を禁止する地区を指定し、喫煙者の方には禁煙のご協力をお願いしております。なお、過料は、指導員による指導、命令にも拘らず喫煙を継続する違反者に対して科すこととしております。

Q 2 0 喫煙者は市たばこ税を支払っているのに喫煙できないのはおかしいと思うのですが。また、たばこ税で喫煙場所を設けるべきである。

A 2 0 市たばこ税は、市の貴重な財源であり、重要性は認識しています。本条例は、喫煙そのものを否定するものではなく、あくまで喫煙者のマナー・モラルを守っていただくことを目的としており、指定された地区内での喫煙を禁止するものです。また、たばこ税はその用途を特定しないで徴収される普通税のため、喫煙所の設置については、広く市民の皆様からの意見を伺いながら検討してまいります。

Q 2 1 喫煙者の権利はどうなるのか？

A 2 1 この条例は、たばこの火による火傷や焼け焦げなどの被害を防止する目的で制定しています。条例に基づき路上喫煙を防止することで、喫煙者と非喫煙者との共存を図りながら、市民の皆様方の安全・安心を確保しようとするものです。

Q 2 2 路上喫煙が禁止されている地区があることを知らない人がいると思う
のですが。

A 2 2 「路上喫煙禁止地区」及び「路上喫煙重点禁止地区」については、駅前
等に看板を設置し、必要に応じ路面にも禁煙の標示をします。